

—やんば—

STOP! THE ハッ場ダムニュース



IN 埼玉

No. 5 2005. 8. 16

ハッ場ダムをストップさせる埼玉の会 代表 藤永知子 TEL/FAX 048-825-3291

第3回裁判を終えて

3回目の裁判が、7月13日午後1時半より105号法廷で行われました。被告側から準備書面が提出され、南雲弁護士が暫定水利権の「水利権」について質問し、被告側の回答がありました。その後、次回の日程を打ち合わせ、開廷からわずか10分で終了。

裁判長は、被告側にもパワーポイントの使用を許可し、今回は入り口論争だけでなく本案に入り準備書面の詳しい説明を求めるとともに、私たち原告側にも本格的な論戦に入るように促しました。

裁判後、傍聴された皆さんは、近くの法律事務所で早明浦ダムのビデオ「山が崩れる」を鑑賞しました。ダム建設後、貯水したら地すべりが周辺に発生した事実を丁寧に記録したものでした。そこで、現在の状態はどうかと徳島の関係者に聞くと、今は山の荒れが原因で地すべりがあるとのこと、また今回の濁水についてもダムに頼らない水源を持っている自治体が、ダムに依存した給水の自治体より濁水には強いと話していました。

遠くのダムより近くの自己水源である雨水や地下水などを適切に利用していくことが、いかに大事かを物語っています。ダム頼みの水行政を今こそ見直していくべきでしょう。また、今問題になっている橋梁談合事件においても、ハッ場ダム事業で2つの橋が関係していましたが、無駄に税金が使われていることに私たちはもっと怒るべきです。

本体工事にも入っていないハッ場ダムをいま止めなければ、子孫に大きな負債を残すことになるのです。今こそ一緒に行動していきましょう！

今後、裁判が進むにつれて、書面のやり取りになり単調になるでしょうが、ぜひ裁判を傍聴していただき、納税者として県民がこの裁判を注視していることを裁判官に示すために一緒にがんばりましょう。

(藤永知子)

■次回裁判：9月7日午後1時半より場所：さいたま地方裁判所

㊦ 嶋津暉之さんが田尻賞を受賞しました！！嶋津さん おめでとうございます。私たちの埼玉の会メンバーで、ハッ場ダムをストップさせる市民連絡会代表である嶋津暉之さんが、7月9日、“公害Gメン”として活躍した故田尻宗昭さんを記念して設立された田尻賞第14回受賞者として表彰されました。(最終ページの新聞記事 参照)

埼玉県八ッ場ダム訴訟・第3回裁判の報告

南雲 芳夫

2005年7月13日午後1時30分から、さいたま地裁において、埼玉県八ッ場ダム訴訟の第3回裁判が開かれました。

この日は、埼玉県から準備書面(裁判上の主張を書類でまとめたもの)が提出されました。その内容は、一部は従来から論争されているいわゆる「入口論争(裁判の土俵に乗るかどうか)」の問題も含まれますが、ほとんどはいわゆる本論の問題についての主張です。

従来、埼玉県は、この問題は裁判にはなじまないとして、いわゆる門前払いの判決を求めていました。しかし、この間の論争の中で、この裁判の本論に入らざるをえないと判断して、八ッ場ダムの治水・利水上の必要性、地滑り等の安全問題、さらには環境問題などの中身について、埼玉県の主張を出すようになりました。

このことは、従来、入口論争に終始していた裁判が、いよいよ八ッ場ダムの必要性という本論に入りだしたと言うことで、積極的な意義を持つものです。

ただし、今回の埼玉県の主張は、原告側の「八ッ場ダムは不必要」という主張に対する認否・反論という形を取っており、埼玉県の主張が体系的に整理していたものではありませんでした。

そこで、原告側の野本弁護士から、埼玉県にたいして、被告としての八ッ場ダムの必要性に関するまとまった主張を整理して出すべきであるという意見を述べました。これについては、埼玉県は八ッ場ダムの必要性に関するまとまった主張を、次回の裁判までに提出すると約束するに至りました。

また、原告側の南雲弁護士から、この日提出された埼玉県の準備書面の中身で、農業用水から水道用水に転用されたいわゆる暫定水利権についての記載に関して、冬場は「水利権がない」という記載があるが、これは「水利権はあるが、制約があるに過ぎないのではないか？」という質問がなされた点については、被告の弁護士は「ない」といったん応えたものの、県の職員が「冬場も水利権はあるが、不安定なものである」という訂正をした。

今後の訴訟の展開については、いわゆる入口論争に関する若干の手続きは残ることとなりますが、裁判の本筋は、八ッ場ダムの必要性に関する本体の論争に移っていくこととなります。

次回までに埼玉県のまとまった主張が出るほか、当方からは、埼玉県の「八ッ場ダム必要論」の論拠について、各種の資料提出要求や質問などを裁判上行っていくこととなります。またこれと平行して、全体弁護士団で統一して検討している、利水問題、治水問題、安全性問題などの各論点に関する原告側の総括的な準備書面を準備していくこととなります。

裁判所は、被告側に対しても、原告側と同じようにスライド等を使って意見陳述を希望するのであればこれを受け容れると述べ、さらに原告側で総括的な準備書面を提出する場合は、希望であれば、大法廷でスライドを使つての裁判とすることも検討すると積極的な姿勢を示しました。

以上のように、埼玉の裁判もいよいよ、本体の論争に突入していくことがはっきりした裁判期日となりました。

嶋津 暉之

(4) ダムによる水質悪化



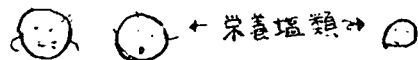
前号までで述べたように、最高級の水道水源は地下水である。河川水の水質は最上流部を除けば、地下水のように良好ではない。その原因は二つある。一つは家庭排水や工場排水等の流入であり、もう一つはダムがあるところでは、ダムが水質悪化の要因になっていることである。川は流れていることが大切である。ダムをつくり、今までの流水をたまり水に変えると、植物プランクトン（浮遊性藻類）が増殖していく。プランクトンとは浮いている小生物を意味する言葉であって、流れのある不安定な環境では増殖することができない。ところが、ダムによってたまり水がつくられ、安定した環境になると、増殖が進行する。その増殖の程度は、その栄養源の濃度、すなわち、水に含まれる栄養塩類（窒素とリン）の濃度で定まる。藻類は時には水道水のカビ臭物質も生産する。

ハッ場ダムは吾妻川の中流部に位置しているため、上流域から多量の栄養塩類が流れ込んでいる。上流域の草津町、嬭恋村、長野原町、六合村には約3万人が住み、草津温泉、万座温泉、万座スキー場等に大勢の客が訪れる。更に、嬭恋のキャベツ畑には多量の化学肥料が投入され、四町村で5千頭以上の牛が飼育されている。これらの生活排水、農業排水、畜産排水等により、吾妻川に多量の栄養塩類が流入している。吾妻川の栄養塩類の濃度を調べた例をみると、ダム湖としての環境基準（水道1～3級）の約3倍もあった。栄養塩類の濃度がかなり高いから、ハッ場ダムをつくると、藻類の異常増殖によって水質がひどく悪化することが予想される。

藻類増殖でハッ場ダムの湖面は緑濁色などの異様な色を帯びることになる。それも、夏期は洪水期であるため、洪水を貯留できるように、水位を28mも下げてしまうから、底部にたまった水が異様な色に呈することになる。とても、ハッ場ダム湖は観光資源にな

るような代物ではない。

そして、渇水期に利根川本流の流量が落ち込んだ時に、渇水補給のため、ハッ場ダムから大量の放流が行われれば、利根川中流から取水している埼玉や東京の水道水なども少なからぬ影響を受けることになる。



第4回裁判に参加しましょう!

入口論争を
おえ。いよいよ
本論へ!!

第4回裁判は、9月7日(水)午後1時半から、前回と同様さいたま地裁で開かれます。ご多忙中とは思いますが、ぜひご参加下さい。

◆◆◆◆◆ 総会のご案内 ◆◆◆◆◆

9月17日(土) 午後1時半～ 北浦和・カルタスホール(クイーンズ伊勢丹)

●13:30～14:20 総会、会則・役員・活動報告・会計報告

●14:30～16:10 映画(DVD)上映会

“プロジェクトV(バイオント)－史上最悪のダム災害”
その他、詩の朗読なども計画しています。

―― 今後の予定 ――

◎群馬・下久保ダム(譲原地滑り地区)

見学会

10月30日(日)

大宮駅からマイクロバスで出発。

詳細は後日お知らせします。



◎川原湯現地集会

11月5日(土)～6日(日)

5日は現地見学、6日はミニコンサート等。

詳細は次号で。*5日には全国自然保護

連合の総会も開催予定。



◎提訴1周年記念集会

11月27日(日)午後 南大塚ホール

藤田恵氏(元木頭村村長)の講演、ミニコンサート等企画。詳細決定次第お知らせします。

田尻賞に島津暉之さん

田尻宗昭記念基金(東京)は9日、環境保護や公害反対運動で功績があった個人や団体を表彰する第十四回「田尻賞」を、ハッ場(やんげ)ダム(群馬)をストップさせる市民連絡会代表の島津暉之さん(埼玉県玉環市)と、「知る

ハッ場ダム建設 反対運動を評価

権利ネットワーク関西(熊野実夫代表、大阪府堺市)に贈ることを決めた。表彰式は十日に東京都内で開く。

島津さんは、ダム計画に伴う水需要のデータを分析し、行政側が過大な需要予測をしている建設計画を追及された。

田尻賞は、海の公害摘発に「公害Cメン」と呼ばれた元海上保安官の故田尻氏にちなんで一九九二年に創設された。

及してきた。ネットワーク関西は、行政の不正追及などに取り組む市民や団体で構成、情報公開制度を利用する市民にノウハウなどを提供、支援してきた。

東京新聞 5.10.7.10

ハッ場ダムをストップさせる埼玉の会

〒330-0074 さいたま市浦和区北浦和 3-12-3-601 藤永 知子 方

TEL/FAX 048-825-3291

*ハッ場ダム訴訟 <http://yamba.sakura.ne.jp>

*ハッ場ダムを考える会 <http://www.yamba-net.org>